平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

_{No.} 250

事務事業名 軽中度難聴児補聴器購入費助成事業

基本目標		健康でいきいきと暮らせるまち
政 策	020301	障がい者が暮らしやすいまちづくり
施策		障がい者の自立支援の充実
関連施策		

事業類型	1 ソフト事業(義務)
個 別 計 画	障がい者基本計画、障がい福祉計画
重点事業	

		INO.						
作成日	平成 28 年	9 月	30 日					
部局名	福祉保健部							
課名	障がい福祉課							
課長名	上新 康雄	内線	89-300					
担当者名	福田 早織	内線	89-304					

会計	01	一般会計
款	03	民生費
項	01	社会福祉費
目	01	社会福祉総務費
事業コード	090000	難聴児補聴器購入費助成事業

【PI AN(計画)】

【PLAN(計画)】	
対 象 (者) 誰(何)に対して事業を 行うか	市内に居住する両耳の平均聴力が原則30デシベル以上で、身体障害者手帳交付対象外の18歳未満の難聴児
意 図 対象をどのような状態 にしたいか	早期段階での補聴器装用を促すことで、言葉の発達の遅れを防ぎ、日常生活の改善及び教育環境の向上に繋げる。
事業概要 意図を達成するために 実施することは何か	新生児聴覚スクリーニング検査等により、軽度・中等度(両耳の聴力レベルが30dB以上)の聴覚障害があると認められた18歳未満の難聴児に対し、補聴器購入費の助成を行う。
事業期間	平成 25 年度 ~ 平成 年度 実施方法 直営
根拠法令、要綱等	長崎県軽度·中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金実施要綱、大村市軽度·中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱
国・県補助事業に 係る本市単独施策	無

【DO(実施)】

排	1 標	名(上段:名称/下段:算定式	等)	単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考		
		申請件数		件	1	6	10	7			
	1			IT	6	6	7		25年度からの事		
活動指標	0		達成度	%	600.0%	100.0%	70.0%		業		
指			計画値								
標	2		実績値								
			達成度	%							
		購入費助成件数	計画値	件	1	6	10	7			
	1	期八 貞 切 八 什 奴	実績値	1	6	6	7				
成果指標			達成度	%	600.0%	100.0%	70.0%				
指			計画値								
標	票 2		実績値								
	1		達成度	%							

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全	体	計	画
①事業費(千円)	350	360	531	360	360	360	360				0
国庫支出金	0	0									
県 支 出 金	175	180	266	180	180	180	180				
地 方 債											
そ の 他											
一 般 財 源	175	180	265	180	180	180	180				
②人件費(千円)	647	227	282	364	事業内容	事業内容	事業内容		備	考	
職員人数(人)	0.08	0.03	0.04	0.05	軽度·中等度難						
時間外勤務(時間)	5.5	0	0	0	聴と認められた 難聴児に対し、	同左	同左				
嘱 託 等 人 数(人)					補酶界購入費の	H-J / L.	IHJ/IL				
フルコスト(①+②千円)	997	587	813	724	助成を行う。						

[※]財源内訳中の「その他」には、保険料·寄付金·基金·利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

		<u> </u>							
昨年度をしま	をの進捗状況 度の評価から、どのような取組 Eしたか(昨年度の【ACTION】 善・改革の進捗等)	申請者数はほ	:ぼ横ばいであ	る。28年度8月3	末現在:給付	· 计决定件数3件			
事業	事業が抱える問題・課題等 H25年度からの事業であるため、認知度が低く、広報紙等で周知を図る必要がある。								
	【必要性】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし			
妥当									
性	【市の関与】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし			
			- A - Mar.						
	【事業成果】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし			
有効性	【施策貢献度】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし			
						_			
	【コスト】	削減の会	余地なし	削減の余	ὰ地あり	該当なし			
効率	補聴器の品目、助成対	象者を県要綱	で定めている。						
性	【負担割合】	見直しの	余地なし	見直しの会	余地あり	該当なし			
補聴器の品目、助成対象者を県要綱で定めている。									
	※事業類型が1~3に該当	する事業について	ては妥当性及びる	有効性の評価は記	引入しておりまt	せん。			
[AC	CTION(改善·改革】	今後の方向	性 現状	維持					
内容 今後0 取組を									

【ACTION(改善·改革】	今後の万向性 現状維持
内容 今後の方向性のもとで、どのような 取組をするか(課題や問題点等に 対する取組など)	広報への掲載、関係業者等への周知により制度を広く周知するとともに、耳とことばの相談事業などを活用して対象者を的確に把握し、公平かつ適正な給付を行う。
効果 事業の改善・改革によって期待され る効果は何か	早期装用により、言語発達遅滞(言葉の遅れ)のリスクを下げ、対象者の日常生活、就学及び就労が増進される。

1	今後	の方向性	担当者意見のとおり	2	文	対象外	今後の方向性
次	終	期設定		次	終	期設定	
公評 価	意見等			公評 価	内容		

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。